

京都府指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）

（令和6年2月～令和7年3月31日まで）

1. 背景及び目的

京都府におけるニホンジカの分布状況は、市街地を除く府内ほぼ全域で広がっており、近年ではこれまでニホンジカが生息していなかった北部地域の丹後半島へも拡大している。

府では、人とニホンジカの共存を図ることを目的に平成5～7年度の3年間、府内一円で実施したシカの生息状況や捕獲調査等に基づき、平成8年度に「ニホンジカ適正管理指針」を策定し、平成9年度から同指針に基づく個体数管理の一環としてメスジカの狩猟獣化に取り組んでいる。平成12年度には同指針に基づき、平成9年度から平成11年度に実施したモニタリング調査の結果を踏まえ、特定鳥獣保護管理計画－ニホンジカー（第1期）を策定。個体数管理を行うと同時に被害防除技術を確立して地域ぐるみの防除対策に取り組んで農林業の振興に努めてきた。現在は、令和4年4月が始期となる第二種特定鳥獣管理計画－ニホンジカー（第6期）を策定してさらなる対策を推進している。

府内におけるニホンジカの生息数は、令和2年度の時点で約96,000頭と推定されている。令和2年度の推定生息数96,000頭を令和8年度末に半減することを目標に、メスジカの捕獲目標数を年間15,000頭、オスジカを11,000頭として、捕獲対策の強化を進めているところであるが、生息数は横ばいのままで十分な成果が出ているとはいえない状況である。

府内におけるニホンジカによる令和4年度の農作物被害は9千1百万円と過年度に比べると減少傾向を示しているが、依然として高い値を示している。また、農林業被害だけでなく、自然植生の過度な摂食により森林の下層植生が衰退した地域では表土の流出も見られる等、森林生態系等へも深刻な影響を及ぼしている。また、ニホンジカの生息地が市街地に隣接する山林にまで及んでいるため、交通事故が発生するなど生活環境への影響が懸念される事態となっている。そこで、平成26年5月に法改正により創設された「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用し、府が事業主体となって、生息個体数に対して捕獲が十分に進んでいない地域や保護区のため捕獲が進んでいない地域を対象とし、捕獲数の増加を図ることとする。

（注）第二種特定鳥獣管理計画の目標を踏まえ、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況（生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測等）及び被害状況（農林水産業、生態系、生活環境等）を勘案して、指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理のための捕獲等を強化する必要があることを簡潔に記載する。

2. 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
福知山市大江町西部区域	①令和6年2月～令和6年3月（捕獲作業の期間は7日程度） ②令和6年度中
福知山市大江町北部・宮津市小田区域	①令和6年2月～令和6年3月（捕獲作業の期間は7日程度） ②令和6年度中

(注) 原則として1年以内とし、年度をまたいでも構わない。

4. 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
福知山市大江町西部区域	福知山市大江町西部区域	生息密度が高いエリアに位置し、地元から捕獲要望が高い地域であるため。	
福知山市大江町北部・宮津市小田区域	福知山市大江町北部・宮津市小田区域		

- (注) 1 実施区域欄には、実施区域の名称を記載する。
 2 住所欄には、市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。
 3 選定理由欄には、実施区域の地形、被害状況、既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該地域を選定した理由を記載する。
 4 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。
 5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。

5. 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
福知山市大江町西部区域	40頭
福知山市大江町北部・宮津市小田区域	65頭

(注) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等の具体的な数値を記載すること。

6. 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
福知山市大江町西部区域	わな猟（くくりわな）	わな猟（くくりわな） 約 17 人日
福知山市大江町北部・ 宮津市小田区域	銃猟（巻き狩り）	銃猟（巻き狩り） 約 126 人日

- (注) 1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。
なお、受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載するにとどめるものとする。
- 2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。なお、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためにライフル銃を所持させ、ライフル銃を用いた指定管理鳥獣捕獲等事業を委託し、実施させる必要がある場合は、ライフル銃の使用について記載すること。
- 3 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

② 作業手順

1. 事前調査

事業の受託者は、聞き取りによる目撃情報、捕獲情報の収集や痕跡調査、ライトセンサス調査等を実施して、捕獲の可能性が高い大まかな場所を抽出する。また、対象となる場所への地域住民や一般人の立ち入りの状況を把握する。

2. 業務計画書の作成

受託者は捕獲の実施にあたり業務計画を作成する。提出された計画をもとに発注者と協議の上、捕獲を行う。業務計画には以下の事項を記載する。＜記載項目：業務の概要、業務の実施位置及び方法、使用する機材及び許可番号等、必要な申請及び協議計画、安全管理計画、緊急時の連絡体制、工程計画＞

3. 関係者との調整

実施場所や期間、注意点について関係地方公共団体との協議や利害関係者への意見聴取を行う。また、土地所有者には、事業実施前に説明を行う。

4. 安全管理

捕獲実施期間および場所について、関係者への周知を行う。周知は発注者および受託者が協議の上、実施者や方法について決定する。捕獲期間の事前に受託者に安全管理体制の構築を指導する。受託者は緊急連絡体制の整備を行う。捕獲を実施するときは、標識（わなの場合）及び注意看板を設置する。銃猟（巻狩り）を実施する場合は、警備員を配置する。止め刺しは安全管理のため、複数人で実施する。

5. 捕獲個体の回収、処分方法

捕獲個体は法令に従い、適正に処理する。捕獲個体の処理方法は発注者が調整の上、指示する。

6. 錯誤捕獲への対応

シカ以外の動物が錯誤捕獲された場合は、イノシシを除いて安全を保った上で放獣する。ツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、受託者は遅滞なく行政担当者に連絡を行い、担当者と合流するまでは、捕獲個体に不必要な接近をせず、周辺への立ち入りを防止する等安全管理に努める。

7. 捕獲情報の収集

受託者から捕獲個体の写真を証拠として収集する。性齢クラスなど個体情報を収集する。毎日作成した作業日報を収集する。

8. 評価

事業評価のため、捕獲事業終了後、捕獲記録票、日報から算出した捕獲効率、努力量等や目標頭数の達成割合から事業の評価を行う。

(注) 事前調査の実施、関係者との調整、捕獲等の実施安全管理、捕獲等をした個体の回収・処分方法（廃棄物としての適切な処理方法及び食肉等としての利活用をする予定がある場合はその旨）、錯誤捕獲への対応方針（わな猟・網猟の場合）、捕獲情報の収集、評価等、作業手順について、想定される内容を記載する。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

① 放置する必要性

放置しない

(注) 捕獲等をした鳥獣を捕獲等をした場所に放置することで、指定管理鳥獣捕獲等事業が特に効果的に行われるという観点から、放置する必要性を具体的に記載する。

② 放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法

- (注) 1 放置する時期は、捕獲等をした個体を放置する行為を行う期間を記載する。
2 放置する区域は、可能な限り詳細で具体的な地域名を記載し、図面を添付する。
3 放置する数は、見込み数の上限を記載する。
4 捕獲等の方法は、銃猟にあつては必ず非鉛弾を使用する旨を記載する。

③ 生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

- (注) 1 生態系への配慮事項として、例えば、他の野生動物を誘引することで、生態系に大きな影響を及ぼす地域では行わない、事前に調査を行う等が挙げられる。
2 住民の安全への配慮事項として、例えば放置した鳥獣をクマ類が捕食することにより、住民の安全に影響を及ぼすおそれがある場合には実施しないこと、事前に周知して住民の理解を得ること等が挙げられる。
3 生活環境への配慮事項として、例えば、集落や道路の周辺を避けること、水源への影響がないこと等が挙げられる。
4 地域の産業への配慮事項として、例えば、農林業の周辺を避けること等が挙げられる。
5 放置個体による影響のモニタリングを実施する場合は、その方法等を記載する。
6 事業途中で放置により問題が生じた場合には放置を中止し、可能な限り放置個体の搬出等に務める旨を記載することが望ましい。

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

① 夜間銃猟をする必要性

実施しない

(注) 夜間銃猟以外の方法によっては、指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に行うことや事業目標を達成することが困難と認められる理由等、夜間銃猟を行う必要性等を記載する。

② 夜間銃猟の内容

実施区域	実施日時・時間	銃猟の方法	実施者

(注) 1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載することが可能な内容を簡潔に記載する。

2 実施区域は住所等を記載し、実施区域を示した地形図を添付すること。

3 実施日時・時間は、夜間銃猟をすることを想定する時期・時間帯を記載する。

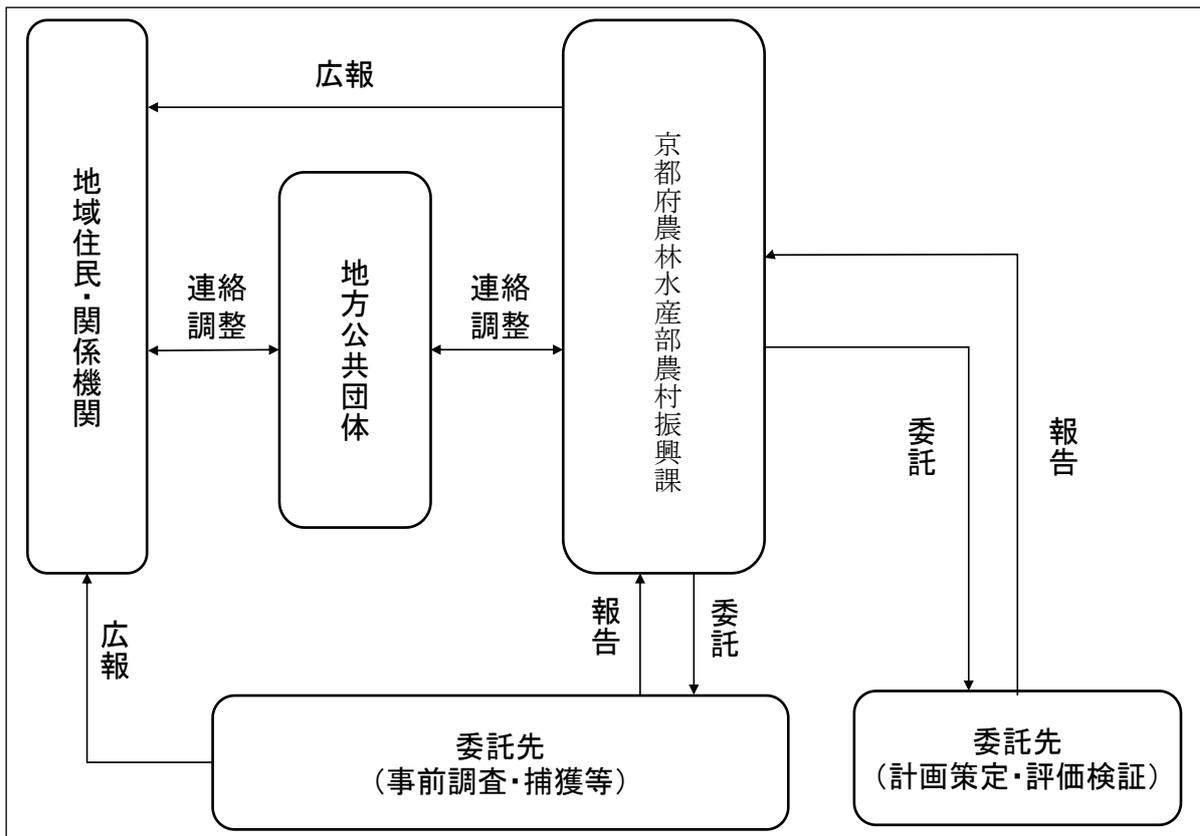
4 銃猟の方法は、想定する方法（餌付けにより誘引して定点から射撃する方法等）を安全性も踏まえ（射撃方向の確認やバックストップの確保の方向性等）記載する。

5 実施者は、夜間銃猟の認定鳥獣捕獲等事業者とし、想定する事業者がある場合はその名称を記載する。

③ 安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

(注) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載することが可能な内容を簡潔に記載する。捕獲等をした個体の回収・処理方法も記載する。

7. 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制



(注) 事業の実施主体として、都道府県名又は国の機関名を記載する。さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の範囲と想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）があれば記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8. 住民の安全を確保し、または指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

事業管理責任者は、安全管理を徹底するよう責務を全うする。現場監督者および捕獲従事者も意思疎通を密に行い、作業実施日の現場の状況について十分に把握する。また、府、市町、捕獲従事者、地域住民、関係機関へ作業日時やその範囲の周知など、情報共有を徹底する。捕獲作業中は実施場所の要所に人目に付くように注意喚起の看板を設置する。

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

地域住民の日常生活に支障をきたさぬように、車両の運転や駐車位置について十分に注意する。家屋等の位置を把握し、発砲音の届く範囲について配慮した上で、捕獲場所の選定を行う。

9. その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、管理業務の遂行にあたって関連する銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、自然公園法、自然環境保全法、森林法等の関係法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

安全で効率的な捕獲等事業を推進するために、業務計画書に基づいた工程管理を行い、地域住民や捕獲従事者の安全確保や危険回避を含めた安全管理を徹底する。予定と異なる状況が発生した場合は、発注者と受託者間で速やかに協議を行う。

(3) 地域社会への配慮

ニホンジカの適正な管理による地域社会の発展のためにも、必要に応じて、本事業の目的や必要性に関する理解の促進を図る。地元住民から説明を求められた際は、迅速に対応し情報の周知や普及啓発に努める。